

○浪江町個人住宅再建支援事業補助金交付要綱

(令和2年3月24日告示第30号)

改正 令和2年6月1日告示第81号 令和3年3月17日告示第22号

令和6年3月29日告示第91号 令和7年4月1日告示第61号

(趣旨)

第1条 この要綱は、町内の個人住宅の再建を支援することにより、町民の良好な住環境整備の促進と総合的な住宅施策の推進を図り、居住人口の増加を進めるため、その住宅の再建に要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付することについて、浪江町補助金等の交付等に関する規則（昭和60年浪江町規則第12号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 個人住宅 居住の用に供するための建物。ただし、賃貸事業のために所有・管理されていたもので、今後も賃貸事業を行うものを除く。
- (2) 新築住宅取得 新築又は全部を改築された個人住宅で、まだ人の居住の用に供したことのないもの（建築工事の完了の日から起算して1年を経過したもの）を除く。）を取得すること。（建築基準法等の関係法令に適合したものに限る。）
- (3) 修繕等 個人住宅の修繕、模様替え、増築又は一部改築すること及び中古の個人住宅を取得すること。（建築基準法等の関係法令に適合したものに限る。）
- (4) 住宅再建 新築住宅取得及び修繕等により、良好な住環境が整備されることをいう。
- (5) 居住制限区域 原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）第20条第2項の規定に基づく居住制限区域をいう。
- (6) 避難指示解除準備区域 原子力災害対策特別措置法第20条第2項の規定に基づく避難指示解除準備区域をいう。
- (7) 特定復興再生拠点区域 福島復興再生特別措置法（平成24年法律第25号）第17条の2第1項の規定に基づく特定復興再生拠点区域をいう。
- (8) 対象区域 居住制限区域及び避難指示解除準備区域に指定されていた区域並びに特定復興再生拠点区域をいう。

(補助対象者等)

第3条 補助金の交付を受けることができる者は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 町内に住所を有する者
- (2) 対象区域内に、住宅再建した個人住宅を所有する者

- 2 前項の場合において、次のいずれかに該当する者は補助金の交付対象者としないものとする。
- (1) この要綱による補助金の交付を既に受けている者
 - (2) この要綱による補助金の交付を受けて既に住宅再建を行った住宅を所有している者
 - (3) 浪江町空き家改修等支援事業補助金交付要綱（令和6年浪江町告示第90号）による補助金の交付を既に受けている者
 - (4) 浪江町空き家改修等支援事業補助金交付要綱（令和6年浪江町告示第90号）による補助金の交付を受けて既に改修等を行った住宅及び空き家の除却等を行った土地を所有している者
 - (5) 災害救助法（昭和22年法律第118号）第4条第1項第6号に定める住宅の応急修理（平成23年東北地方太平洋沖地震によるものに限る。）に係る補助を受給している者
 - (6) 前各号のほか、国又は地方公共団体が行う目的が同一で第4条に規定する補助対象経費に対するほかの補助金の交付を既に受けている者
 - (7) 町税等を滞納している者
 - (8) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員である者

3 前項の規定にかかわらず、町長が必要と認めるときは、補助対象者とする。

（補助対象経費の範囲）

第4条 補助の対象となる住宅再建は、新築住宅取得又は修繕等に要した経費のうち、次の経費を除いたものとする。

- (1) 土地取得費
- (2) 外構工事等に要する経費
- (3) 住宅以外の建築物及び工作物に要する経費
- (4) 既存建築物の除却に要する経費
- (5) 併用住宅における住宅部分以外に係る経費
- (6) 国又は地方公共団体が行う目的が同一であるほかの補助金等を活用する場合の当該対象経費

（補助対象住宅）

第4条の2 補助の対象となる住宅は、次の各号に掲げる区分に応じた期間に住宅再建を実施した住宅とする。

- (1) 居住制限区域又は避難指示解除準備区域に指定されていた区域 平成25年4月1日以降
- (2) 特定復興再生拠点区域に指定されていた区域 平成29年12月22日以降

（補助金の額）

第5条 補助金の額は、住宅再建に要した額（住宅再建に要した額が25万円を超えるときは25万円）とする。

2 補助金の額に、1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。
(補助金の交付申請)

第6条 規則第4条第1項の申請書は、浪江町個人住宅再建支援事業補助金交付申請書（様式第1号）によるものとし、次の各号に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

- (1) 住宅の位置図
- (2) 住宅再建の内容がわかる契約書又は見積書等の写し
- (3) 建物の登記簿謄本又は所有を証明する書類の写し
- (4) 町税等の未納がないことを証する書類
- (5) 補助金を入金する口座が確認できる預金通帳の写し
- (6) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

(補助金交付の決定)

第7条 町長は、規則第5条の規定により交付の決定をする場合は、浪江町個人住宅再建支援事業補助金交付（不交付）決定通知書（様式第2号）により行うものとする。
(計画変更の承認申請)

第8条 補助対象者は、第6条の補助金交付申請書の内容を変更する場合又は住宅再建を中止しようとするときは、速やかに浪江町個人住宅再建支援事業変更・中止承認申請書（様式第3号）を町長に提出しなければならない。

2 補助対象者は、住宅再建が予定の期間内に完了しない場合又は当該住宅の再建が困難になった場合は、当該年度の2月末日までに町長に報告し、その指示を受けなければならぬ。
(補助金変更交付の決定)

第9条 町長は、前条の計画変更の承認申請があったときは、補助金交付の申請と同様の手続きを経て、変更交付又は中止の決定を、浪江町個人住宅再建支援事業変更・中止承認書（様式第4号）により行うものとする。

(実績報告)

第10条 補助対象者は、補助対象事業が完了した場合は、規則第13条の規定による実績報告を浪江町個人住宅再建支援事業補助金実績報告書（様式第5号）により、交付決定日の属する年度の3月20日までに、次の書類を添えて町長に提出しなければならない。

- (1) 住宅再建等に係る領収書の写し
- (2) 住宅再建前後の現場写真
- (3) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

(補助金の交付額の確定)

第11条 町長は、前条の規定による実績報告書が提出された場合は、これを審査し、その内容が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認められたときは、規則第14条の規定により補助金の交付額を確定し、浪江町個人住宅再建支援事業補助金交付額確定通知書（様式第6号）により通知するものとする。

（補助金の交付請求）

第12条 町長は、前条の規定による補助金の交付額の確定後、浪江町個人住宅再建支援事業補助金交付請求書（様式第7号）による補助事業者の請求に基づき、補助金を交付する。

（確認）

第13条 町長は、補助事業を適正に執行するため必要があると認めたときは、個人住宅の住宅再建の状況について、施工の現場における確認を行うことができる。

（台帳の整備）

第14条 町長は、この要綱による補助金の交付状況について、浪江町個人住宅再建支援事業補助金交付台帳を整備しなければならない。

（補足）

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行し、平成25年4月1日から適用する。

附 則(令和2年6月1日告示第81号)

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則(令和3年3月17日告示第22号)

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則(令和6年3月29日告示第91号)

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則(一年一日告示第一号)

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

様式第1号(第6条関係)

浪江町個人住宅再建支援事業補助金交付申請書

[別紙参照]

様式第2号(第7条関係)

浪江町個人住宅再建支援事業補助金交付（不交付）決定通知書
[別紙参照]

様式第3号(第8条関係)

浪江町個人住宅再建支援事業変更・中止承認申請書
[別紙参照]

様式第4号(第9条関係)

浪江町個人住宅再建支援事業変更・中止承認書
[別紙参照]

様式第5号(第10条関係)

浪江町個人住宅再建支援事業補助金実績報告書
[別紙参照]

様式第6号(第11条関係)

浪江町個人住宅再建支援事業補助金交付額確定通知書
[別紙参照]

様式第7号(第12条関係)

浪江町個人住宅再建支援事業補助金交付請求書
[別紙参照]